

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2023年6月1日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府長岡京市神足焼町1番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社 代表取締役 小山 一弘

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	142台	142台	4台	142台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	175台	175台	1台	174台				
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	2.8	キログラム	46.6	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム	0.2	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	・事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易 点検管理台帳を作成し、それに基づき簡易点検を実施してい る。記録は該当機器廃棄後3年間保存							
	廃 棄 時	・第一種特定製品の廃棄時には、当該機器の廃棄担当者が府の登録を 受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼 する。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	・フロン使用機器の簡易点検表にて該当機器からの異音、外観の損 傷、油のにじみ等を確認							
	廃 棄 時	・充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一 種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理 されたことを確認した。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した 製品導入を検討する。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。